

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部事業管理課 （06-6630-3225）
処分課（担当）名	各環境事業センター
処分の名称	一般廃棄物処理手数料の減免
概要	市民または市内に事業所のある事業者が一定の要件を満たす場合には、一般廃棄物処理手数料の減免を受けることができる。
根拠法令等 及び条項	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年3月1日条例第4号）第31条 (http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009846.html) 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年4月1日規則第49号）第14条 (http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011436.html) ごみ等有料処理事務取扱要領第4条第1項 (http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199437.html)
審査基準	一般廃棄物処理手数料の減免は、次のいずれかの場合に行います。 1 生活保護法による生活扶助を受けているとき 2 火災等によりり災したとき 火災等のり災による減免は、次の範囲で行います。 ・火事跡ごみの範囲 り災証明書の発行を受ける火事から発生した廃棄物のうち、次のいずれかに該当するもの 火事跡から発生した廃棄物で、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の受入基準に適合するもの 消火活動に伴う水損物等 ・対象者の範囲 り災建物の所有者、同占有者（賃借人等の使用者及び管理者をいう。）、消火活動による水被害等（水損物）を受けた者とし、原則として、り災証明書1件につき搬入者1件とします。 ・免除手数料の範囲 1件15t以内において処分手数料のみを免除します。 3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の支給決定がされている者。 4 天災により被災した者（ただし環境事業センターが収集した場合は除く） 5 その他市長において特別の理由があると認めるとき
標準処理期間	5～7日
経由日数	なし
提出先	各環境事業センター
提出時期	一般廃棄物の処理申出時
提出方法	所定の免除申請書に必要書類を添付して、各環境事業センターに提出してください。
手数料	無料
相談窓口	各環境事業センター
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000369355.html （粗大ごみの申し込み方法） http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000007810.html#4 （ごみの持込み） 火事跡ごみ・災害ごみ http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000007810.html#5 （ごみの持込み） 災害ごみ
備考	生活保護法による生活扶助受給者が免除申請をする場合には、免除申請書の生活扶助受給証明について、各区の保健福祉センター所長の証明が必要。 火災等によりり災した者が減免申請をする場合には、消防署長のり災証明が必要。